

令和 8年度

業務設計書（公示用）

業務名： 防災・安全交付金事業 7・4・43東4丁目通（大通中通線～国道12
号間）電線共同溝管理図作成業務

令和 8年 6月 単価適用

建設局 土木部 工事課 街路工事一係

位置図



業務名： 防災・安全交付金事業 7・4・43東4丁目通
(大通中通線～国道12号間)電線共同溝管理図作成業務

履行場所： 札幌市中央区大通東3丁目ほか

()	業務名	防災・安全交付金事業 7・4・43東4丁目通（大通中通線～国道12号間）電線共同溝管理図作成業務
-----	-----	--

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要
管理図作成 一式
(個人情報取扱事務)

2. 場所
札幌市中央区大通東3丁目ほか

3. 期間
契約書に示す着手の日から令和 9年 3月16日までとする。

4. 図面
添付図面1枚

5. 仕様書
電線共同溝技術マニュアル(案)(北海道無電柱化推進協議会)、電線共同溝(道路保全技術センター)、道路土工 カルバート工指針(日本道路協会)、道路土工 仮設構造物工指針(日本道路協会)、道路構造令の解説と運用(日本道路協会)、道路事業設計要領(北海道建設部道路整備課)、札幌市土木設計業務共通仕様書、土木工事標準設計図集、北海道開発局道路設計要領、札幌市公共測量仕様書、札幌市歩道施工ガイドライン、その他関係資料並びに特記仕様書によること。

6. 特記仕様書
別添のとおり。

■ 特記仕様書 (共通) ■

1 業務の目的

本業務の目的は以下のとおりである。

- ・ 東 4 丁目通（大通中通線～国道 12 号間）電線共同溝新設工事に伴う管理図の作成

2 業務着手日

令和 8 年 7 月 24 日を業務着手日（想定）とする。

3 業務内容

項目	設計条件
設計項目・数量	① 管理図作成 L=335m
工区割りの有無	有（路線ごとに分割する） ・ 無

4 電子納品

- 1) 本業務は電子納品対象業務とする。なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品に関する手引き【土木業務編】」（以下、「手引き」という。）に基づいて行うものとする。
- 2) 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R 等）で 2 部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
- 3) 成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前にシステムチェックとウイルスチェックを実施したうえで提出すること。
- 4) 図面データについては、本市で使用している AutoCAD のバージョンを担当職員に確認し、同ソフトにおいて文字化け、フォントサイズによるずれ等が発生しないよう、成果品を作成すること。また、図面内に図表を配置する場合は、併せて元データを提出すること。

5 納入成果品

納入成果品は以下のとおりとする。また、本項に記載の無い事項については、札幌市土木設計業務共通仕様書による。

【管理図作成】

(1)	管理図	提出形式等の詳細については特記仕様書(管理図作成)によること。
(2)	整備計画書(変更)	
(3)	電線共同溝管理台帳	
(4)	連系設備引渡書	
(5)	数量調書	

6 設計協議について

打合せには主任設計者が立ち会うこととし、打ち合わせ回数は着手時・中間1回・成果品納入時の計3回とする。また、管理図作成に係る打ち合わせを行う場合は、必要に応じて工事請負業者を含めて行うこと。

7 個人情報の取り扱い

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

8 設計根拠等

設計計算等において、その決定根拠及びそれに基づく文献等(頁)については明確にすること。

9 環境負荷低減への取組み

受注者は設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等を視点に取り入れた設計を行うこと。なお、工法の選定に際しても、十分に周辺環境への影響に配慮すること。

また、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき、本業務に係る物品の使用を検討すること。

(URL ; http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/green.html)

10 主任設計者・照査技術者について

本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。

① 主任設計者は、下記資格要件分類表の (I) の要件を満たす者とする。

② 照査技術者は、下記資格要件分類表の (I) の要件を満たす者とする。

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件(I)	技術士(建設部門-道路、総合技術管理部門-建設-道路)、RCCM(道路)のいずれかの資格保有者	
資格要件(II)	技術士(建設部門、総合技術管理部門-建設、RCCM(道路)のいずれかの資格保有者	
資格要件(III)	技術士(建設部門、総合技術管理部門-建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者、又は、建設コンサルタント等の業務について実務経験(大学・短大・高専卒20年、高卒22年、そ	技術士(建設部門、総合技術管理部門-建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者

	の他 25 年以上)を有する者。	
資格要件(IV)	技術士(別表 2)、RCCM(別表 3)のいずれかの資格保有者、又は、建設コンサルタント等の業務について実務経験(大学 13 年、短大・高専卒 15 年、高卒 17 年以上)を有する者。	技術士(別表 2)、RCCM(別表 3)のいずれかの資格保有者

別表 1

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋	都市計画及び地方計画
	港湾及び空港	鋼構造及びコンクリート
	道路	トンネル
	鉄道	施工計画、施工設備及び積算
	造園	建設環境

別表 2

技術士	建設、総合技術管理-建設	: (科目問わず)
	上下水道、総合技術管理-上下水道	: 上水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術管理-農業	: 農業土木
	森林、総合技術管理-森林	: 森林土木
	水産、総合技術管理-水産	: 水産土木
	応用理学、総合技術管理-応用理学	: 地質

別表 3

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋	造園
	港湾及び空港	都市計画及び地方計画
	電力土木	地質
	道路	土質及び基礎
	鉄道	鋼構造及びコンクリート
	上水道及び工業用水道	トンネル
	下水道	施工計画、施工設備及び積算
	農業土木	建設環境
	森林土木	水産土木

11 合同現地踏査の実施について

受注者が希望する場合、担当職員と協議の上、受注者及び発注者合同で現地踏査を実施することができる。実施を希望する場合は、業務着手後速やかに担当職員と協議を行うこととし、合同現地踏査に関する費用は設計変更にて計上するものとする。

合同現地踏査を行った際には、確認事項等を打合せ記録簿に記録し、内容について受注者及び発注者で確認を行うこと。なお、設計内容に追加や変更が生じた場合は、担当職員と協議の上、設計変更の対象とする。

12 積算に使用している追加単価等について

本業務に係る業務費の積算にあたり、積算に使用された追加単価（札幌市で公表されている資材単価と月刊の「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発刊）及び「積算資料」（一般財団法人経済調査会発刊）に掲載されている単価以外）については、次のとおり閲覧できる。

○公表の方法

1. 公表場所：資材単価コーナー（札幌市役所本庁舎8階 土木部工事課）
2. 公表方法：閲覧用ファイル（土木部所管土木工事追加単価及び歩掛綴）

（注意事項）

使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品を指定したものではない。

13 その他・参考資料

- ・業務内容について、不明な点、疑義等が生じた場合は、担当職員と協議すること。
- ・本業務で知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。
- ・交通規制等を伴う場合は、交通管理者との協議のうえ道路使用許可を取得し、それに定められた通りの時間内にて作業を完遂すること。また保安施設の設置についても、上記同様、事前に交通管理者の道路使用許可を受け、交通状況に応じた適切な配置を行い安全管理に努めること。

■ 特記仕様書（管理図作成） ■

1 管理図の作成

(1) 業務内容

電線共同溝新設工事のうち、電線共同溝部分の出来形に合わせて本市が貸与する図面（CAD）データを変更・修正・追記するものとする。変更・修正に当たっては、CAD のレイヤー機能を活用し、以下の図面を効率よく出力できるよう工夫すること。

- ① 変更部分を朱書きとした新旧併記図面
- ② 最終出来形図 91（枚）
- ③ 貸与、修正対象図面：電線共同溝新設工事 91 枚

(2) 提出種類

図面 CAD データを電子媒体に記録し、提出すること。管理図としての印刷製本は不要。

(3) 成果品提出時期

当該図面は、以降に記載する調書類作成の基礎資料となるものであることから、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工の完了を目処に、速やかに図面データを提出できるよう逐次作業を進めること。なお、提出の時期については、担当職員の指示による。

2 整備計画書（変更）の作成

(1) 業務内容

電線共同溝整備工事に先立ち作成された整備計画書（当初）を電線共同溝新設工事の出来形に併せて変更し、整備計画書（変更）を作成するものとする。変更に当たっては、本市が貸与する当初計画データ（エクセル・ワード）を修正するものとし、内容は以下のとおりとする。

①整備計画書

- 敷設計画書
- 建設負担金資金計画書
- 建設負担金算定調書（電線管理者毎）
- 企業別建設負担金延長算出調書
- 電線共同溝占用数量調書（一覧表）
 - ・電線共同溝占用数量調書
 - ・電力系（縦断部、横断部、引込部、連系部）各社占用数量集計
 - ・通信系（縦断部、横断部、引込部、連系部）各社占用数量集計

② 図面

- ・位置図（1：10000）
- ・図面
 - ・電線共同溝整備計画図（平面図）
 - ・縦断図
 - ・土工定規図
 - ・ケーブル収用形態図
 - ・特殊部管路配置図
 - ・地上機器部組立図、通信接続部組立図
 - ・幹線管路線形図
 - ・引込管路線形図、連系管路線形図（縦断図含む）
 - ・占用予定者別占用部分図（電線管理者毎）
 - ・その他、担当職員が指定する図面

※ 1. 管理図の作成で作成した図面（いずれも最終出来形図）を流用・添付。

(2) 中間成果の提出

業務期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工の完了を目処に、速やかに「**整備計画書（変更）（案）**」を電子ファイルで提出し、各電線管理者に確認の後、担当職員の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、各電線管理者への内容確認作業は、担当職員が行う。

(3) 成果品の提出

「整備計画書（変更）」のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、①整備計画書、②図面（縮小製本）を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

3 電線共同溝管理台帳の作成

(1) 業務内容

本市が電線共同溝を管理する上で必要となる管理台帳を作成する。別紙「電線共同溝管理台帳作成要領」に基づき、エクセルファイルで作成するものとする。また、台帳の管路配置図は、オートシェイプでの作成を標準とする。

(2) 中間成果の提出

業務期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工が完了し、電線管理者による入線作業開始を目処に、速やかに「**電線共同溝管理台帳（案）**」を電子ファイルで提出し、担当職員の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、内容確認作業は、担当職員が行う。

(3) 成果品の提出

電線共同溝管理台帳のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、電線共同溝管理台帳を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

4 連系設備引渡書の作成

(1) 業務内容

電線共同溝整備工事の完了後、各電線管理者に提出する連系設備引渡書を作成するものとする。作成にあたっては、本市が指定する様式（エクセル・ワード）に必要事項を記入するものとし、内容は以下のとおりとする。

① 連系設備引渡書関連書類

- ・引渡設備内訳書（連系設備部分 電線管理者毎）

② 図面（共通）

- ・位置図（1：10000）
- ・図面
 - ・電線共同溝整備計画図（平面図）
 - ・縦断図
 - ・連系設備立上詳細図
 - ・連系管路線形図（縦断図含む）
 - ・その他、担当職員が指定する図面

※ 1. 管理図の作成で作成した図面（いずれも最終出来形図）を流用・添付。

③ 連系設備部写真

- ・連系設備部の写真は、JPG形式のものを担当職員が工事請負者より入手し提供するので、電線管理者毎に取りまとめること。

(2) 中間成果の提出

業務期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工が完了し、電線管理者による入線作業開始を目処に、「**連系設備引渡書（案）**」を電子ファイルで提出し、各電線管理者に確認の後、担当職員の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、各電線管理者への確認作業は、担当職員が行う。

(3) 成果品の提出

「連系設備引渡書」のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、①連系設備関連書類、②図面（縮小製本）、③連系設備部写真を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

5 数量調書の修正

(1) 業務内容

上記電線共同溝新設工事のうち、電線共同溝部分の出来形に合わせて本市が貸与する数量調書データを変更（※ 電線共同溝敷設にかかる部分のみとし、道路改築等の関連部分は含まない。）するものとする。なお、変更部分を朱書きとすること。

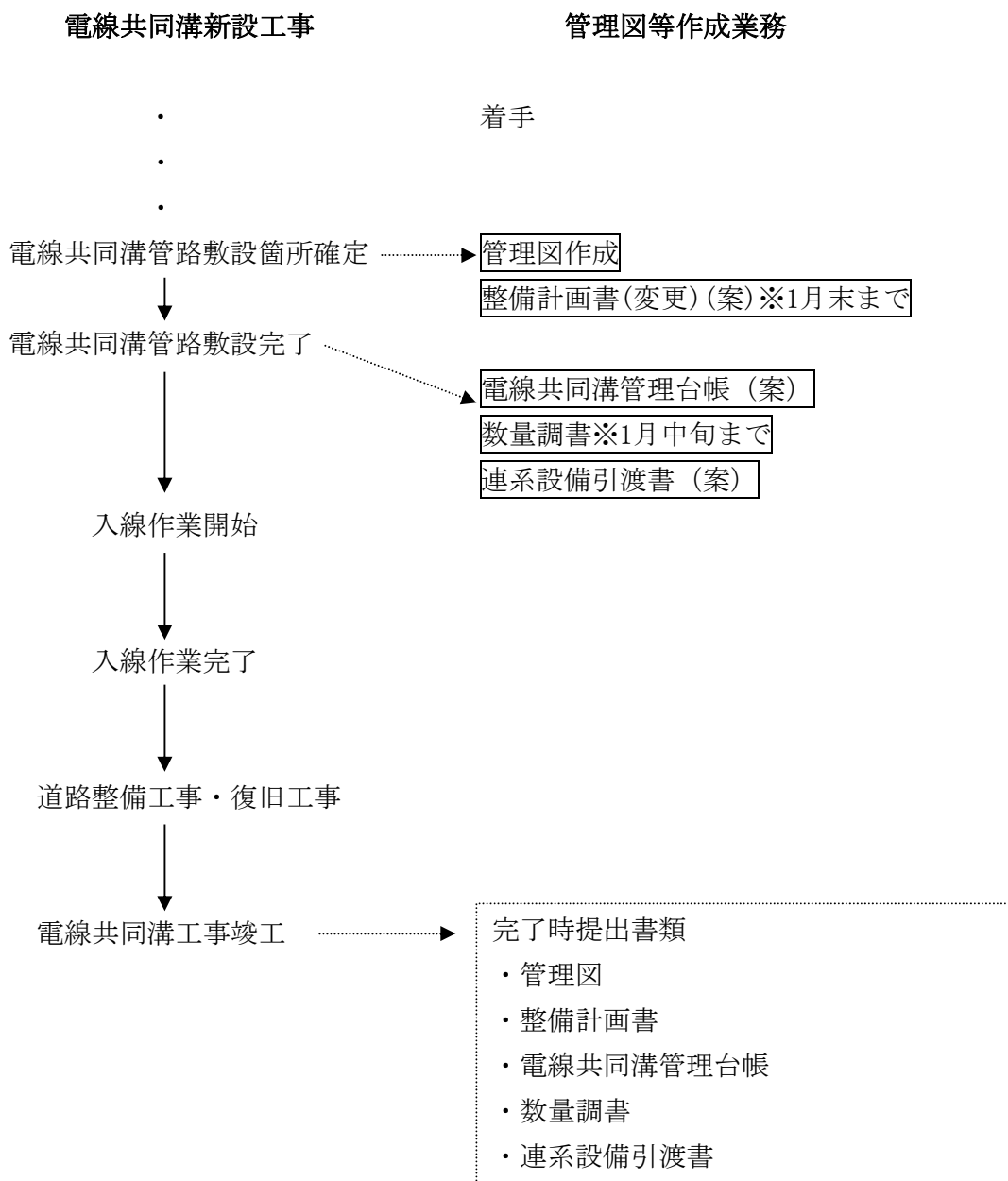
(2) 提出種類

修正した数量調書データを電子媒体に記録し、提出すること。また、数量調書を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

(3) 成果品提出時期

電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工の完了後、データを速やかに提出できるよう逐次作業を進めること。なお、提出の時期については、担当職員の指示による。

【参考】業務履行フロー



【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第6条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第8条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第14条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによつて委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書
(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者氏名)

業務番号:

業 務 名 :

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をお願いいたします。

.....
.....

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

...(総括保護管理者).....

...(保護管理者).....

3 従業員の指定及び監督

(1) 当該業務に従事する従業員を「従業員名簿」にてご提出ください。名簿での提出が難しい場合は、当該業務を担当する部署名又はグループ名等を記入してください。

...(部署名又はグループ名等).....

【様式5】

個人情報取扱状況報告書
(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

年 月 日

札幌市長 様

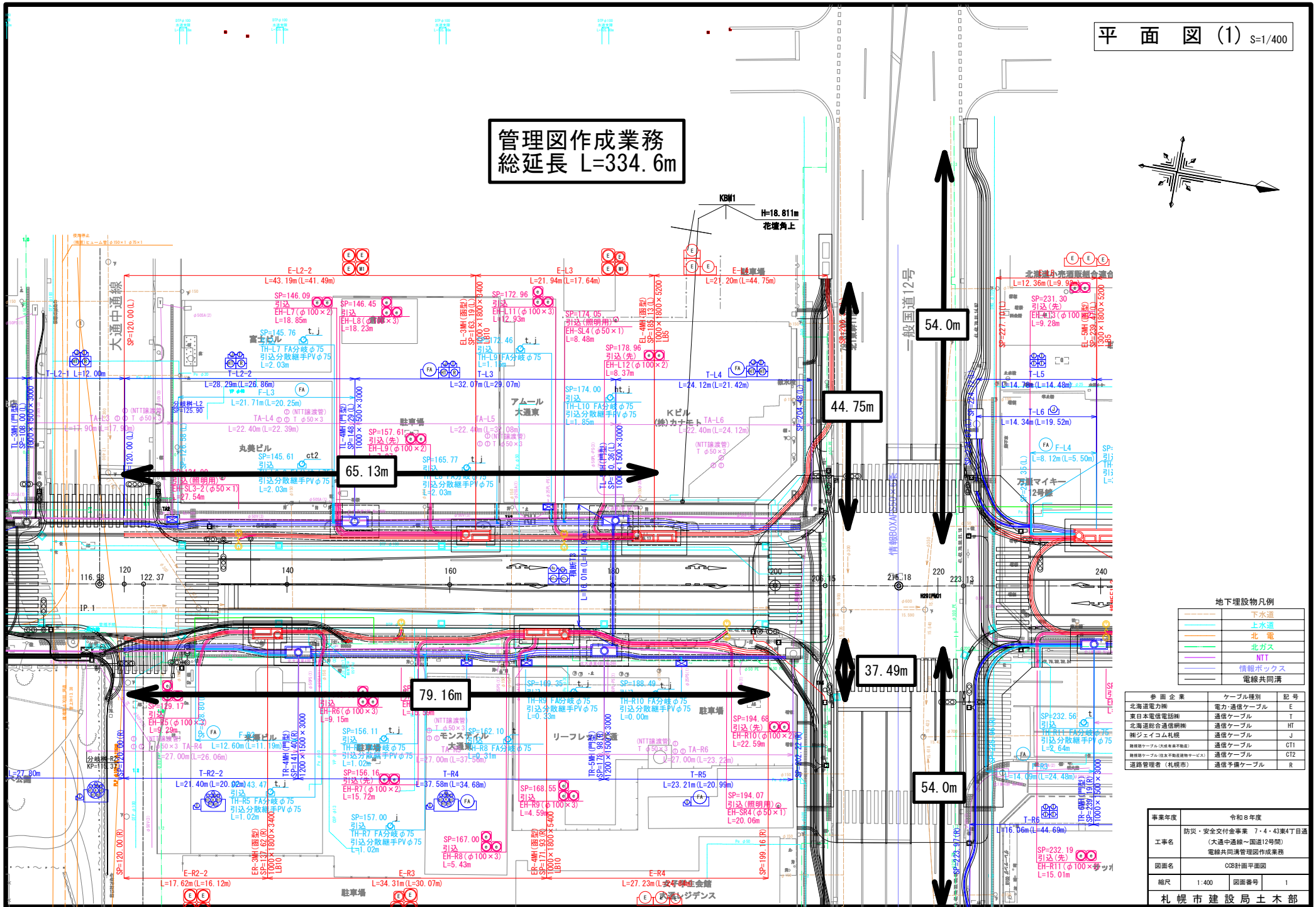
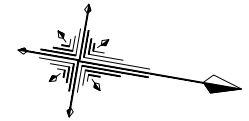
住 所
 会社名
 代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
<p>1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。</p> <p>(1) 従業者の指定等（変更なし・変更あり）</p> <p>(2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）</p> <p>(3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）</p> <p>(4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり）</p> <p style="padding-left: 20px;">○（発生した場合）事件・事故の状況：</p> <p>(5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり）</p> <p style="padding-left: 20px;">○（実績ある場合）概要：</p> <p>(6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）からの変更（なし・あり）</p> <p>2 その他特記事項等</p>	

管理図作成業務
総延長 L=334.6m



地下埋設物凡例

下水道
上水道
北電
北方ス
NIT
情報ボックス
電線共同溝

参入企業	ケーブル種別	記号
北海道電力	電力・通信ケーブル	E
東日本電信電話	通信ケーブル	T
北海道総合通信網	通信ケーブル	HT
株式会社札幌	通信ケーブル	J
札幌ケーブル	通信ケーブル	CT1
札幌ケーブル	通信ケーブル	CT2
道路管理者(札幌市)	通信予備ケーブル	R

事業年度	令和8年度
工事名	防災・安全交付金事業 7・4・43東4丁目通 (大通中通線~国道12号間) 電線共同溝管理図作成業務
図面名	OS設計平面図
縮尺	1:400
図面番号	1
札幌市建設局土木部	